

令和4年4月1日からの船員職業安定法に係る船員派遣事業及び船員職業紹介事業の手続き変更に関するお知らせ

- 船員職業安定法の一部改正の内容が令和4年4月1日から施行され、それに伴い下記に関する手続きについて、メールでの提出が可能となりました。
- ※ 従前の手続き方法で関東運輸局等(東京運輸支局(青海庁会)又は鹿児島海事事務所も含む。)へ提出された場合においても、引き続き、受け付け致します。
- 従前の手続きにおいて押印が求められていたものについては、押印不要となりました。

◎船員派遣事業関係

手続き	根拠法令名	条	項	担当課室及び問い合わせ先	メール提出先アドレス	添付書類の正本の郵送	郵送の送付先
変更の届け出 ※但し、許可証書換の必要な場合は除く。	船員職業安定法	法	61	関東運輸局海事振興部 船員労政課 (TEL:045-211-7231)	<a href="mailto:ktt-haken-or-syokugyoushoukai@gxb.mlit.go.jp">ktt-haken-or-syokugyoushoukai@gxb.mlit.go.jp</a>	添付書類の正本(登記事項証明書、住民票の写し、建物の登記事項証明書、医師の診断書、納税証明書(電子証明書を除く)、監査役、公認会計士、監査法人の証明を受けた決算関係書類、未成年者に係る登記事項証明書)については別途郵送にて提出すること。	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 関東運輸局 海事振興部船員労政課
事業報告書及び収支決算書の提出	船員職業安定法	法	64			—	—
外国船舶派遣の届出	船員職業安定法	法	64			3	—

◎船員職業紹介事業関係

手続き	根拠法令名	条	項	担当課室及び問い合わせ先	メール提出先アドレス	添付書類の正本の郵送	郵送の送付先	許可証(又は従業者証票)の受領方法	
許可申請	船員職業安定法	法	34	関東運輸局海事振興部 船員労政課 (TEL:045-211-7231)	<a href="mailto:ktt-haken-or-syokugyoushoukai@gxb.mlit.go.jp">ktt-haken-or-syokugyoushoukai@gxb.mlit.go.jp</a>	添付書類の正本(登記事項証明書、住民票の写し、建物の登記事項証明書、医師の診断書、未成年者に係る登記事項証明書)については別途郵送にて提出すること。	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 関東運輸局 海事振興部船員労政課	下記のいずれかを選択 ○郵送による受領 →返信用封筒(簡易書留等)を左記の添付書類の正本の送付の際に同封すること。 ○関東運輸局等での受領 →申請者は関東運輸局又は東京運輸支局(青海庁会)若しくは鹿児島海事事務所に出向き受領すること。	
変更の申請	船員職業安定法	法	35			添付書類の正本(登記事項証明書、住民票の写し、建物の登記事項証明書、医師の診断書、未成年者に係る登記事項証明書)については別途郵送にて提出すること。	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 関東運輸局 海事振興部船員労政課	—	
従業者証票の交付申請	船員職業安定法	施行規則	13			4	—	—	下記のいずれかを選択 ○郵送による受領 →返信用封筒(簡易書留等)を左記の添付書類の正本の送付の際に同封すること。 ○関東運輸局等での受領 →申請者は関東運輸局又は東京運輸支局(青海庁会)若しくは鹿児島海事事務所に出向き受領すること。
従業者証票の再交付申請	船員職業安定法	施行規則	13			4	—	—	下記のいずれかを選択 ○郵送による受領 →返信用封筒(簡易書留等)を左記の添付書類の正本の送付の際に同封すること。 ○関東運輸局等での受領 →申請者は関東運輸局又は東京運輸支局(青海庁会)若しくは鹿児島海事事務所に出向き受領すること。
船員職業紹介事業の報告	船員職業安定法	法	39			—	—	—	—